

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）として、指定を受けるため、新たに1法人から指定の申出があり、当該法人について、指定基準等に基づき審査を行ったところ、基準に適合すると認められました。

そこで、当該法人を、新たに条例で個別に指定するために、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の一部改正を行います。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

2 新たに条例で個別に指定する法人

（指定する法人名） 特定非営利活動法人さくらんぼ

※法人の概要及び指定基準等の適合については別紙1、指定基準3の公益要件の適合については別紙2をそれぞれ参照

3 条例の一部改正内容

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人の名称及び当該法人の主たる事務所の所在地等を条例で明らかにするもので、当該申出を行ったNPO法人を、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表に追加します。

条例別表（一部抜粋）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の5
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1
<u>特定非営利活動法人さくらんぼ</u>	<u>瀬谷区三ツ境10番地の6</u>

平成24年第4回  
市会定例会で  
指定済みの法人

今回新たに  
指定する法人

### 寄附金税額控除の対象となる寄附金

#### ○地方税法第314条の7第1項第4号

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

#### ○地方税法第314条の7第3項

第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

1 申出法人の概要

2 指定申出法人の指定基準適合表(指定基準3については、別紙2参照)

法人名	特定非営利活動法人さくらんぼ
代表者の氏名	理事長 伊藤 保子
主たる事務所の所在地	瀬谷区三ツ境10番地の6
設立年月日	平成14年11月22日
定款に記載されている目的	子どもの健全な育成を目指して、地域の会員及びボランティアの有する個人資源を組織し、その生活技術・文化等を生かし、地域に在住する子ども達の生活支援と子育て支援活動を、相互扶助の精神に基づいた自己決定、自主管理の働き方をもって行う非営利市民事業によるサービスとして提供することによって、参加型福祉社会の形成と子育ての社会化を推進し、地域福祉の向上に寄与する。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 子どもの健全育成を図る活動 3 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	1 横浜保育室の運営 2 子育て支援事業 3 子どものたまり場事業 4 子育て支援グループの支援とネットワークづくり
活動地域	瀬谷区、旭区
収支の概要	【平成22年度】 収入合計 ¥250,243,432.- 支出合計 ¥246,428,185.- 収支差額 ¥3,815,247.-
	【平成23年度】 収入合計 ¥331,097,375.- 支出合計 ¥314,815,996.- 収支差額 ¥16,281,379.-
	【平成24年度(予算)】 収入合計 ¥384,953,250.- 支出合計 ¥377,477,500.- 収支差額 ¥7,475,750.-
	【平成23年度末】 資産合計 ¥140,909,622.- 負債合計 ¥87,959,376.- 正味財産合計 ¥52,950,246.-

	要件	確認した書類	判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、ホームページ	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【別紙2】参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員総数のうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の内任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
指定基準5	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	
ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■総勘定元帳 ■総会資料・議事録 ■年間役員名簿 ■収支計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあつた日以前1年以内に理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあつた日以前1年以内に理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
備考1	縦覧期間中(1月31日~2月28日)の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態調査日		平成25年2月22日
備考3	市民活動推進委員会への意見聴取結果(平成25年3月19日)		指定相当

◎指定基準3： 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること  
（※次のア及びイを満たすこと）

要件	確認した書類等	法人による説明内容(要約)
<b>ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である</b> ※次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断		
(ア)法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	■過去の事業報告書 ■委託契約書 ■補助金(助成金)交付決定通知書・交付額決定通知書 ■協働協定書 ■事業者決定通知書	法人の行う特定非営利活動に係る事業の下記事業については、横浜市との協働や横浜市からの委託、助成、補助等をうけ実施している。 ①横浜保育室の運営 横浜保育室事業 ②子育て支援事業 ・横浜市家庭的保育事業 ・横浜市乳幼児一時預かり事業 ・横浜市親と子のつどいの広場事業 ・横浜市産前産後ケア事業 ・横浜市育児支援ヘルパー派遣事業 ・横浜市母子家庭等日常生活支援事業 ・横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業 ③子どものたまり場事業 横浜放課後児童健全育成事業 ④子育て支援グループの支援とネットワークづくり (再掲)横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業
(イ)事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会の議事録	行政からの助成金や補助金を計画性をもって有効に活用し、収支の推移は安定しており近年正味財産額も増加し続けている。また、横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業は平成23年度より平成27年度までの間継続して行政と協働で行っていく予定の事業である。
(ウ)受益の機会が一般に開かれていること	■ホームページ、チラシ、リーフレット	事業内容、制度の利用方法等をホームページやパンフレット等で広く情報提供することで、受益の機会が一般に開かれている。
(エ)自主的・自発的に独立して行われていること	■過去の収支計算書	2～3歳の就学前の幼児を対象とした「プレイルーム ポップ」を法人自主財源で実施し、集団の遊び場の提供や親子の仲間づくりの支援を行っている。
(オ)その他、市民の利益に資すること	■過去の事業報告書、法人の冊子	他団体からの現地見学や、知的障害者や困難を抱える若者就労支援の実習の受け入れを積極的に行っている。
<b>イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある</b>		
(ア) 行政等から支持を受けている実績	■委託契約書 ■補助金(助成金)交付決定通知書・交付額決定通知書 ■協働協定書 ■事業者決定通知書	横浜市からの助成・補助等 ①横浜保育室事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) ②横浜市家庭的保育事業 (平成22年9月27日～平成25年3月31日) ③横浜市親と子のつどいの広場事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) ④横浜市放課後児童健全育成事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) ⑤横浜市乳幼児一時預かり事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) 横浜市からの委託 ⑥横浜市産前産後ケア事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) ⑦横浜市母子家庭等日常生活支援事業 (平成22年4月1日～平成25年3月31日) ⑧横浜市育児支援ヘルパー派遣事業 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) 横浜市との委託・協働 ⑨横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点事業 (平成23年4月1日～平成25年3月31日)